

岐阜県地震体験車広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県地震体験車広告主募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、岐阜県（以下「県」という。）が所有する地震体験車（以下「体験車」という。）に掲出する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告掲出は、広告を表示するもの（以下「広告主」という。）に広告媒体を提供することにより、県の新たな財源確保を行い、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(掲出車両)

第3条 広告を掲出する体験車は、広告スペースを確保できる車両とする。

(広告の掲出基準)

第4条 広告掲出基準については、岐阜県地震体験車広告掲出基準（以下「掲出基準」という。）のとおりとする。

(広告掲出の対象)

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告掲出の対象としない。なお、広告の掲出中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 岐阜県に本社、本店又は活動拠点を置いている法人・団体等（以下「法人等」という。）でないもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当するもの

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされているもの（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされているもので、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされているもの（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされているもので、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けているものを除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされたもの及びその開始決定がされているもの（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの

(5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの

(6) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領及び岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止を受けているもの並びに岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等

イ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

ウ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

エ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

オ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

カ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているものであることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(9) 調査会社、探偵事務所等に関するもの

(10) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他これに類する取引に関するもの

(11) 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの

(12) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

(13) 営業停止その他の不利益処分を受けているもの

(14) 行政機関等からの指導による改善がなされていないもの

(15) 県税を滞納しているもの

(16) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないと認められるもの

2 広告の内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、広告掲出の可否は掲出基準に基づき判断を行うものとする。

(契約期間および更新)

第6条 広告を掲出する期間は、1年間とする。

2 広告掲出期間満了にあたり、契約日からの5年間については優先交渉権を付与する。ただし、本契約と同条件での更新又は広告掲出料を増額する場合に限り、優先交渉権を付与する。

3 広告を掲出した体験車が車両更新等により運行を終えることとなった場合、その時点で広告の掲出期間は終了するものとする。

(広告掲出料)

第7条 広告掲出料は、募集要項に記載のとおりとする。

2 広告主は、前項の規定による広告掲出料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集方法は、原則として岐阜県ホームページに募集要項等を掲出することにより公募するものとする。

2 広告の掲出を希望するものは、次の様式及び資料を、県に提出するものとする。

(1) 広告掲出申込書（別紙様式1）

(2) 広告デザイン素案及び説明書等（A3又はA4カラー縮小版）

(3) 法人等概要（別紙様式2）

(4) 申込者が法人の場合には、法人役員名簿（別紙様式3）

(5) 誓約書（別紙様式4）

(6) 過去の災害時に法人等として支援を行った実績や、防災啓発事業に携わった実績、岐阜県との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等（別紙様式5）

(広告主の選定及び通知)

第9条 県は、広告掲出希望者から前条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲出希望者及び広告内容について、第5条の該当の有無を審査したうえで、広告主を選定するものとする。

2 選定方法については、第20条に基づいて実施する。

3 県は、前2項の規定による選定を行ったときは、広告掲出の申込み及び掲出について、別途、広告主に通知する。

(広告デザインの確定及び提出)

第10条 広告主は、県が指定する日までに、県に広告デザインの確定版を提出しなければならない。ただし、提出済みの素案から変更がない場合は提出不要とする。

2 県は、提出された広告デザインの確定版が掲出基準を満たしていないとき、その他広告の内容が不適当なときは、広告主に対し、広告の内容の補正を指示するものとする。

3 前項の規定による指示があったときは、広告主は、広告の内容について補正し、県が指定する日までに補正後の広告デザインを提出しなければならない。

(広告の掲出方法)

第11条 体験車の車体への広告の掲出方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネットシートは除く。）の貼付によることとし、体験車の車体へ直接塗装する等の方法によることはできない。

2 前項の粘着フィルムは、広告掲出期間中における車体からのはく離又は広告撤去時における車体の塗装のはく離及び広告のはく離残しを生じさせないものとする。

(広告の規格等)

第12条 広告の掲出場所は、募集要項で指定する場所とする。

2 広告内に、「指定ロゴ」及び「岐阜県の防災啓発活動を応援しています！」の文字を表示しなければならない。なお、標準的な規格は次のとおりし、最終的なデザインについては県と協議のうえ決定することとする。

※「指定ロゴ」：下記に示したロゴを車両左右側面の広告デザインに盛り込むこと。
ただし、ロゴデザインの色・書体等については、下記を標準とする。



「文字」：「岐阜県の防災啓発活動を応援しています」
縦横15cm程度を標準とする（1文字あたりの寸法とし、県民が読みやすい書体、色とすることとし、ふりがな等については任意とする）

(契約の解除等)

第13条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても広告主への催告等を行わずに契約を解除し、又は広告掲出を一時中止（以下「契約の解除等」という。）することができる。

(1) 指定する期日までに掲出する広告の提出がないとき。

(2) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

- (3) 広告主が社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲出する必要がなくなったとき。
 - (5) 広告主が書面により、掲出取下げを申し出たとき。
 - (6) 広告主が、指定する期日までに広告掲出料を納付しなかったとき。
 - (7) 広告主が、第10条第2項の規定による修正等の求めに応じないとき。
 - (8) 広告主又は広告の内容等が本要領、募集要項及び掲出基準に抵触する事実が判明したとき。
 - (9) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 県は、前項の規定により契約の解除等をしたときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による契約の解除等により広告主が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。

(広告主からの解除申出)

- 第14条 広告主は、自己の都合により契約を解除するときは、書面により県に申し出なければならぬ。
- 2 県は、前項の規定による申し出があったときは、契約を解除するものとし、撤去に際しては第16条によるものとする。

(広告掲出料の返還)

- 第15条 県は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲出を中止したとき、又は広告を掲出した体験車が廃車若しくは修理・検査等によって運行できない状況となったとき（期間が7日以上の場合に限る。ただし、閑暇により運行しなかった場合は除く）は、第7条の規定により定めた広告掲出料に掲出しなかった日数の契約期間に占める割合を乗じた金額を広告主に返還する。この場合において、1円未満の端数があるときは、当該端数部分を切り捨てる。
- 2 県は、第13条又は第14条の規定により広告掲出が終了した場合、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。
- 3 第1項の規定により還付する広告料には、利子を付さない。

(広告の撤去等)

- 第16条 広告掲出期間が終了した場合や、広告の掲出が取り消された場合及び広告の掲出を取り下げた場合は、広告主が車体から広告を撤去するものとする。
- 2 広告の撤去作業により車体の塗装のはく離等が生じた場合は、広告主が現状に復するものとする。

(広告の変更)

- 第17条 広告主は、県にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。その場合の手続きについては、第10条の規定を準用する。

(費用負担等)

- 第18条 広告の作成、掲出、撤去及び変更作業は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。
- 2 広告の掲出後、県又は貸出先による体験車の運転に伴う事故により、広告を修復する必要が生じた場合は、県又は貸出先の負担により修復するものとする。
- 3 経年に起因する色あせ等に伴う広告の修復については、広告主の負担により実施するものとする。

(広告主の責務)

- 第19条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(審査会)

第 20 条 第 9 条の審査を行うため、岐阜県危機管理部（以下「危機管理部」という。）において一次審査を行い、岐阜県地震体験車広告審査会（以下「審査会」という。）において二次審査を行う。

2 応募者の応募資格、運営状況、応募金額等については、別紙「一次審査の審査項目及び審査方法」に基づき、危機管理部において一次審査を行う。なお、応募者が 1 者のみの場合も、危機管理部において広告主としてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定する。

3 候補者の広告デザインについては、掲出基準及び別紙「二次審査の審査項目及び審査方法」に基づき、審査会において二次審査を行う。

4 一次審査及び二次審査での審査結果については、すべての応募者に文書で通知する。その後、選定された優先交渉者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結する。なお、協議は、先順位候補者から順次行うが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとする。

(契約の締結)

第 21 条 県は、第 9 条第 3 項の規定により広告掲出の決定の通知をしたときは、契約書（別紙様式 6）を作成し、広告主と広告掲出にかかる契約を締結することとする。

(協議)

第 22 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

(裁判管轄)

第 23 条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟については、岐阜地方裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(この要領の解釈適用)

第 24 条 この要領は本県の厳しい財政状況を鑑み、県有資産である体験車の有効活用により収入を確保するものであり、広告が掲出されることで県が広告主に便宜をはかるものではない。

附則

この要領は令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は令和 7 年 1 月 16 日から施行する。

一次審査の審査項目及び審査方法

1 審査項目及び配点

区分	審査項目
応募団体の体制に関する評価	①過去5年の間において、法令に違反し、又は違反する疑いがあるものとして、法令に基づく調査※1や、規制等の対象となっているもの又は対象となったもの※2の有無
	②過去の災害時に法人等として支援を行った実績や、防災啓発事業に携わった実績
県、地域貢献、地域支援について	③これまでの県との関わりの内容
	④地域貢献や支援の状況（実施回数、実施対象人数、実施による効果等）
応募金額について	⑤応募金額

※1 定例的な調査を除く。

※2 調査の結果、違反が認められなかつたものを除く。

2 審査方法

(1) 応募資格等審査（申請の形式的要件に係る審査）

危機管理部は、申請書類を受理した全ての応募者を対象として、募集要項3（2）の要件を満たしていることを確認し、応募条件に該当しないと判断されたものは、失格とする。

(2) 加点項目審査

危機管理部は、（1）の応募資格等審査の結果、選定された候補者を対象として、上記1の審査項目①～⑤について候補者内での順位を決定し、項目順位点を付ける。項目順位点を合算し、一次審査における候補者内の順位を決定し、順位点を付ける。

※順位点の付け方

・候補者数を最高点とし、1位＝最高点、2位＝最高点－1点、3位＝最高点－2点、…とする。

・順位が同一となる場合は、当該順位とその次順位に対応する点数の平均値を算出し、同順位の候補者に付与する。なお、その次順位は同順位者的人数分を飛ばして付与する。

（1位の候補者が2者いる場合、1位＝（最高点+最高点－1）／2、次順位者は、3位＝最高点－2、…とする。）

（例）候補者がA、B、Cの3者であるとき。

(2) 加点項目審査による順位				項目順位点		
審査項目	1位	2位	3位	A	B	C
①	A (同率1位)	B (同率1位)	C	2.5点	2.5点	1点
②	A	B	C	3点	2点	1点
③	C	A	B	2点	1点	3点
④	C	A	B	2点	1点	3点
⑤	B	A	C	2点	3点	1点
①～⑤の順位点の合計				11.5点	9.5点	9点

一次審査における候補者内の順位は、1位：A、2位：B、3位：Cとなり、

一次審査での順位点は、A：3点、B：2点、C：1点となる。

二次審査の審査項目及び審査方法

1 審査項目及び配点

区 分	審 査 項 目	配 点
デザイン	防災啓発を目的とした車両であることを理解し、防災啓発効果の高いデザインか	40点
	魅力や親しみやすさを感じるデザインか	30点
	運転者の注意力が散漫とならないデザインか	30点
合 計		100点

2 審査方法

審査会委員は、一次審査により選定された候補者を対象として、上記1の審査項目に基づき得点化する。

各項目の配点の合計を100点満点として評価し、評価点の高い順から順位点を付ける。なお、順位点の付け方は一次審査と同様のものとする。

一次審査と二次審査で決定した順位点を合算し、最高点数となった候補者を優先交渉者とする。

候補者ごとの合算した順位点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、「応募金額」の高い応募者を優先交渉者として決定する。なお、応募が1者のみの場合は、審査会での評価点が配点合計の6割以上であることを最低基準とする。

評価項目		評価基準点				
デザイン案 (100点)		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	防災啓発を目的とした車両であることを理解し、防災啓発効果の高いデザインか	40点	32点	24点	16点	8点
2	魅力や親しみやすさを感じるデザインか	30点	24点	18点	12点	6点
3	運転者の注意力が散漫とならないデザインか	30点	24点	18点	12点	6点

(別紙様式1)

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

法人等名

代表者名

印

広告掲出申込書

岐阜県地震体験車広告主募集要項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

法人等名	
業種・業務内容	
応募の動機	
希望契約期間	契約日から1年間
応募金額	年額 円 (消費税及び地方消費税別)
その他 提案、要望等	
担当部署名	
担当者役職・氏名	
連絡先	電話番号 E-mail

【添付書類】

- (1) 広告デザイン素案及び説明書等 (A3又はA4カラー縮小版)
- (2) 法人等概要(別紙様式2)
- (3) 法人役員名簿(別紙様式3) ※申込者が法人の場合
- (4) 誓約書(別紙様式4)
- (5) 過去の災害時に法人等として支援を行った実績や、防災啓発事業に携わった実績、岐阜県との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等(別紙様式5)

(別紙様式2)

法人等概要

項目	内容
名称	
所在地	
代表者職・氏名	
設立年月	
主な業務内容	
支店・営業所等	
従業員・会員数	
備考	

(別紙様式3)

法人役員名簿

法人名	役職名	住所	ふりがな 氏名	生年月日

上記記載事項に相違ありません。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
法 人
代表者名

印

※提出日現在の状況を記入してください。

誓 約 書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
法人等名
代表者名

印

岐阜県地震体験車広告掲出の応募にあたり、下記事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、下記3につき疑義がある場合は、貴県が岐阜県警察本部に照会することについて承諾します。また、照会で確認された情報は、今後、私(当社・当団体)が貴県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 岐阜県地震体験車広告主募集要項に記載の参加要件を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものではありません。
 - (1) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括するもの（営業所の業務を統括するものの権限を代行し得る地位にあるものを含む。）をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している法人等
 - (4) 役員等がその属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）を利用している法人等
 - (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人等
 - (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているものであることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(別紙様式5)

- ・過去の災害時に法人等として支援を行った実績や、防災啓発事業に携わった実績
- ・岐阜県との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等

選定審査の資料とさせていただきますので、上記についてご記入ください。

※過去の災害時に法人等として支援を行った実績や、防災啓発事業に携わった実績、
県との関わりの具体的な内容や、これまでの地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の状況
(実施回数、実施対象人数、実施による効果等)、今後のビジョンや取組み、地震体験車広告
および防災等の取組みへの意欲等について詳細にご記入ください。

- ・過去の災害時に法人等として支援を行った実績や、防災啓発事業に携わった実績

- ・岐阜県との関わり

- ・地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等

※詳細がわかる資料等があれば添付してください。

岐阜県地震体験車広告掲出契約書

岐阜県（以下「甲」という。）と【広告事業者】（以下「乙」という。）とは、岐阜県地震体験車（以下、「体験車」という。）に乙が作成した広告を掲出することについて次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（掲出場所等）

第2条 乙が作成した広告の掲出場所及び広告規格等は、岐阜県地震体験車広告主募集要項（以下「募集要項」という。）4（1）で指定のものとする。

（広告事業者）

第3条 乙は、岐阜県地震体験車広告掲出要領（以下「掲出要領」という。）第5条第1項に定める業種又は事業者は、広告掲出の対象としない。なお、広告の掲出中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

（広告の内容及び基準）

第4条 乙が掲出する広告の内容について、岐阜県地震体験車広告掲出基準（以下「掲出基準」という。）第2条に該当する、又は該当するおそれがあると判断したときは、広告掲出の対象としない。

2 甲は、乙が作成した広告の内容が第2条に該当する、若しくは該当するおそれがあると判断したとき、又は掲出基準第3条に基づき甲が必要と判断したときは、乙に対し広告の内容の修正、削除等を求めることができる。

（広告掲出期間）

第5条 広告掲出期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（契約の更新）

第6条 乙は広告掲出期間の満了に際し、契約から5年間については当該契約と同一の条件で更新することができる。なお、契約条件の変更（金額の増額は除く）を希望される場合は一般公募での取扱いとする。

（広告掲出料）

第7条 広告掲出料は、金【広告料（消費税込）】円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金【広告料に応じた消費税額】円）とする。

（契約保証金）

第8条 契約保証金は免除とする。

（広告掲出料の支払）

第9条 甲は、第7条に定める広告掲出料について、乙に納入通知書を送付するものとする。

2 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に広告掲出料を支払わなければならぬ。

3 広告主は、前項の規定による広告掲出料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(違約金)

第10条 乙は、前条に基づき、甲が定める納入期限までに広告掲出料を納入しなかったときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ年【履行遅延に対する違約金の率】%の割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に納入するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利等を譲渡し、又はその権利等を担保に供することができない。

(広告の変更)

第12条 広告主は広告の掲出期間が複数月にわたる場合は、県にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。その場合の手続きについては、掲出要領第17条のとおりとする。

(契約の解除等)

第13条 掲出要領第13条のとおりとする。

(乙による契約の解除申出)

第14条 乙は、自己の都合により契約を解除しようとするときは、3か月前までに書面で甲に申し出なければならない。

2 乙は、前項の規定による申し出を行ったときは、掲出要領第16条及び第18条のとおり、直ちに掲出した広告を撤去すること。

(広告掲出料の返還)

第15条 掲出要領第15条のとおりとする。

(損害賠償等)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告主の責務)

第17条 乙は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

(費用負担等)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、掲出要領第18条のとおりとする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴の管轄は、広告の掲出場所の所在地を管轄区域とする岐阜地方裁判所とする。

(記載のない事項)

第21条 この契約書に記載のない事項については、別紙募集要項、掲出要領及び掲出基準のとおりとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年　　月　　日

甲　　岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号

岐阜県

代表者　岐阜県知事　江崎　禎英　　印

乙

印